

第10回

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町

合併協議会

日時：平成15年4月18日(金)

午後1時30分から

場所：丹後町 中央公民館

次 第

1 開会宣言

2 議 事

(1) 協議事項

- ・協議第1号 1 8 町の慣行の取扱いに関する事
- ・協議第2号 1 9 - 3 男女共同参画の取扱い
- ・協議第3号 1 9 - 5 広聴広報の取扱い
- ・協議第4号 1 9 - 8 姉妹都市等の取扱い
- ・協議第5号 1 9 - 9 電算システムの取扱い
- ・協議第6号 2 1 - 1 定住促進事業の取扱い
- ・協議第7号 2 1 - 5 表彰の取扱い
- ・協議第8号 2 1 - 8 指定統計事務の取扱い
- ・協議第9号 1 9 - 1 7 介護保険の取扱い
- ・協議第10号 1 9 - 2 2 社会教育の取扱い
- ・協議第11号 2 1 - 1 6 戸籍、住民登録事務の取扱い

<追加提案>

- ・協議第12号 1 5 公共的団体の取扱いに関する事

(3) その他

- ・第9回合併協議会の会議録について
- ・第11回協議会の日程及び議題(案)について

日 程

(日 時)平成15年5月28日(水)午後1時30分から

(場 所)弥栄町 公民館

議 題(案)

- ・主な協議事項

3 閉 会

協議第1号

18 町の慣行の取扱いに関する事

上記のことについて、別紙のとおり協議する。

平成15年4月18日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
会長 濱岡 六右衛門

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 3 ）

合併協定項目		18 町の慣行の取扱いに関すること		小委員会名	総務・企画・議会小委員会
番号	分類	調整項目	調整結果(案)	小委員会確認日	協議会確認日
1	1 町章	1 町章	合併前までに調整の上、新市に移行する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
2	2 憲章	1 町民憲章	新市に移行後、調整する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
3	3 宣言	1 平和都市・自治体宣言	新市に移行後、調整する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
4		2 交通安全関連宣言	新市に移行後、調整する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
5		3 シートベルト着用推進都市宣言	新市に移行後、調整する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
6		4 森林宣言	新市に移行後、調整する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
7		5 “きれいな町”宣言	新市に移行後、調整する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
8		6 “人権擁護のまち”宣言	新市に移行後、調整する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
9		7 “より高い健康をめざす町”宣言	新市に移行後、調整する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
10		8 “振替納税の町”宣言	新市に移行後、調整する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
11	4 町の木、花、歌、キャラクター、キャッチフレーズ	1 木	新市に移行後、調整する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
12		2 花	新市に移行後、調整する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
13		3 歌	新市に移行後、調整する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
14		4 キャラクター	新市に移行後、調整する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
15		5 キャッチフレーズ	新市に移行後、調整する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
		以下余白			

協議第2号

19 - 3 男女共同参画の取扱い

上記のことについて、別紙のとおり協議する。

平成15年4月18日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
会長 濱岡 六右衛門

協議第3号

19 - 5 広聴広報の取扱い

上記のことについて、別紙のとおり協議する。

平成15年4月18日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
会長 濱岡 六右衛門

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 3 ）

合併協定項目		19 - 5 広聴広報の取扱い		小委員会名	総務・企画・議会小委員会
番号	分類	調整項目	調整結果(案)	小委員会確認日	協議会確認日
1	1 広報誌 1 広報紙	1 名称 2 発行期日 3 仕様 4 発行部数	毎月発行とし、名称、発行期日、仕様、発行部数については、調整のうえ新市に移行する。	平成14年 7月15日	平成 年 月 日
2		5 作成方法	紙面の内容について多用に活用できる利点があるため、DTPにて作成することに一元化し、新市に継承する。	平成14年 7月15日	平成 年 月 日
3		6 配布方法	配布方法、配布時期については合併時に調整する。特に、配布方法については、区長配布・新聞折込等が考えられるが、隣組未加入者や新聞未購読者など、どの配布方法を選択しても未配布者の発生が予想されるため、配布希望者には別途配布方法を検討する。また、市内の各世帯、各関係機関へは無料とする。市外の個人・業者などについては合併時に調整する。	平成14年 7月15日	平成 年 月 日
4		7 印刷業者 8 業者選定基準	業者選定は、見積金額、業者の能力などを考慮し合併時に調整する。	平成14年 7月15日	平成 年 月 日
5		9 経費	財政的な見地からも、掲載内容やページ数などについては年間計画をたてて発行できるよう、新市において調整する。	平成14年 7月15日	平成 年 月 日
6		10 ホームページへの掲載	ホームページに掲載する。形式については、新市で調整する。	平成14年 7月15日	平成 年 月 日
7		11 担当者数	情報収集を行うにあたり、広報委員会などの組織づくりを合併時に調整する。	平成14年 7月15日	平成 年 月 日
8		12 保存方法	新市の文書規程に基づき、新市においてその保存について調整する。	平成14年 7月15日	平成 年 月 日
9		13 掲載内容	新市において調整する。	平成14年 7月15日	平成 年 月 日
10	2 お知らせ版	1 名称 2 発行期日 3 仕様 4 発行部数	毎月2回発行とし、名称、発行期日、仕様、発行部数については合併時に調整する。	平成14年 7月15日	平成 年 月 日
11		5 作成方法	紙面の内容について多用に活用できる利点があるため、DTPにて作成することに一元化し、新市に継承する。	平成14年 7月15日	平成 年 月 日
12		6 配布方法	配布方法、配布時期については合併時に調整する。特に、配布方法については、区長配布・新聞折込等が考えられるが、隣組未加入者や新聞未購読者など、どの配布方法を選択しても未配布者の発生が予想されるため、配布希望者には別途配布方法を検討する。また、市内の各世帯、各関係機関へは無料とする。市外の個人・業者などについては合併時に調整する。	平成14年 7月15日	平成 年 月 日
13		7 印刷業者 8 業者選定基準	庁舎内印刷は、印刷枚数が莫大になることから対応が難しいので、業者委託が望ましい。業者選定は、見積金額、業者の能力などを考慮し合併時に調整する。	平成14年 7月15日	平成 年 月 日
14		9 経費	財政的な見地からも、掲載内容やページ数などについては年間計画をたてて発行できるよう、新市において調整する。	平成14年 7月15日	平成 年 月 日
15		10 ホームページへの掲載	ホームページに掲載する。形式については、新市で調整する。	平成14年 7月15日	平成 年 月 日
16		11 担当者数	情報収集を行うにあたり、広報委員会などの組織づくりを合併時に調整する。	平成14年 7月15日	平成 年 月 日

協議第4号

19 - 8 姉妹都市等の取扱い

上記のことについて、別紙のとおり協議する。

平成15年4月18日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
会長 濱岡 六右衛門

協議第5号

19 - 9 電算システムの取扱い

上記のことについて、別紙のとおり協議する。

平成15年4月18日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
会長 濱岡 六右衛門

協議第6号

2 1 - 1 定住促進事業の取扱い

上記のことについて、別紙のとおり協議する。

平成15年4月18日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
会長 濱岡 六右衛門

協議第7号

21 - 5 表彰の取扱い

上記のことについて、別紙のとおり協議する。

平成15年4月18日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
会長 濱岡 六右衛門

協議第 8 号

2 1 - 8 指定統計事務の取扱い

上記のことについて、別紙のとおり協議する。

平成 1 5 年 4 月 1 8 日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
会長 濱岡 六右衛門

協議第9号

19 - 17 介護保険の取扱い

上記のことについて、別紙のとおり協議する。

平成15年4月18日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
会長 濱岡 六右衛門

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 3 ）

合併協定項目		19-17 介護保険の取扱い		小委員会名	住民・福祉・教育小委員会
番号	分類	調整項目	調整結果(案)	小委員会確認日	協議会確認日
1	1 介護保険料	1 1号被保険者の保険料基準額	一元化に調整の上、新市に移行する。 平成16・17年度の保険料は、合併時に事業計画を策定し、算定する。	平成14年10月10日	平成 年 月 日
2		2 保険料賦課・徴収	一元化に調整の上、新市に移行する。 賦課・徴収とも担当課で行う。	平成14年10月10日	平成 年 月 日
3		3 減免・徴収猶予処理	一元化に調整の上、新市に移行する。 峰山町の例により、統一する。	平成14年10月10日	平成 年 月 日
4		4 仮徴収額	一元化に調整の上、新市に移行する。 発行する。	平成14年10月10日	平成 年 月 日
5		5 過誤納管理還付手続	峰山町の例により統一する。	平成14年10月10日	平成 年 月 日
6		6 各通知書の発行	現行のまま、新市に継承する。	平成14年10月10日	平成 年 月 日
7	2 資格管理	1 システム管理	一元化に調整の上、新市に継承する。 新システムの構築に必要な準備をする。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
8		2 資格取得・喪失管理	現行のまま、新市に継承する。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
9		3 住民異動管理	現行のまま、新市に継承する。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
10		4 受給資格証明書	現行のまま、新市に継承する。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
11		5 被保険者証交付・回収管理	現行のまま、新市に継承する。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
12		6 住所地域特例者管理	現行のまま、新市に継承する。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
13		7 適用除外者管理	現行のまま、新市に継承する。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
14	3 受給者管理	1 認定等記録管理	現行のまま、新市に継承する。	平成14年10月10日	平成 年 月 日
15		2 認定調査	原則として職員が行い、遠隔地のみ委託する。調査用紙はマークシートに統一する。	平成14年10月10日	平成 年 月 日
16		3 主治医意見書	回収方法については郵送を基本とする。	平成14年10月10日	平成 年 月 日
17		4 資格者証	現行のまま、新市に継承する。	平成14年10月10日	平成 年 月 日
18		5 利用者負担減免	現行のまま、新市に継承する。	平成14年10月10日	平成 年 月 日
19		6 利用者負担減免(法人減免)	網野町の例により、統一する。	平成14年10月10日	平成 年 月 日
20		7 旧措置者の特定標準負担額	現行のまま、新市に継承する。	平成14年10月10日	平成 年 月 日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 3 ）

合併協定項目		19-17 介護保険の取扱い		小委員会名	住民・福祉・教育小委員会
番号	分類	調整項目	調整結果(案)	小委員会確認日	協議会確認日
2.1		8 標準負担額減額	現行のまま、新市に継承する。	平成14年10月10日	平成 年 月 日
2.2	4 給付実績管理	1 居宅サービス計画管理	峰山町の例により、統一する。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
2.3		2 現物給付実績管理	現行のまま、新市に継承する。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
2.4		3 償還払い給付管理	現行のまま、新市に継承する。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
2.5		4 高額介護サービス費支給管理	国保連へ委託する方向で調整する。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
2.6		5 受領委任払い	現行のまま、新市に継承する。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
2.7	5 苦情処理	1 苦情処理	現行のまま、新市に継承する。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
2.8	6 介護認定審査会	1 介護認定審査会の運営方法	新市においては独自に審査会を設置する。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
2.9	7 介護保険事業計画及び老人福祉計画	1 策定委員会	新市において新規に策定委員会を設置する。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
3.0		2 運営委員会	新市において新規に運営委員会を設置する。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
3.1		3 利用者意向調査	現行のまま、新市に移行する。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
3.2	8 介護給付費準備基金	1 平成12年度基金積立額	現行のまま、新市に移行する。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
以下余白					

協議第10号

19 - 22 社会教育の取扱い

上記のことについて、別紙のとおり協議する。

平成15年4月18日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
会長 濱岡 六右衛門

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 3 ）

合併協定項目		19 - 22 社会教育の取扱い		小委員会名	住民・福祉・教育小委員会
番号	分類	調整項目	調整結果(案)	小委員会確認日	協議会確認日
1	1 社会教育関係委員・関係職員 の状況	1 社会教育関係委員の状況 社会教育委員	一元化に調整の上、新市に移行する。 社会教育法に基づき、新市に委員を設置する。任期は2年とし、定数は新市で定める。なお、報酬については、別途協議する。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
2	1 社会教育関係委員・関係職員 の状況	1 社会教育関係委員の状況 公民館運営審議会委員	廃止の方向で調整する。 公民館運営審議会委員の任務は社会教育委員の任務の中に含める。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
3	1 社会教育関係委員・関係職員 の状況	1 社会教育関係委員の状況 文化財保護審議会委員	一元化に調整の上、新市に移行する。 文化財保護法に基づき、新市に委員を設置する。任期は2年とし、定数は新市で定める。なお、報酬については、別途協議する。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
4	1 社会教育関係委員・関係職員 の状況	1 社会教育関係委員の状況 体育指導員	一元化に調整の上、新市に移行する。 スポーツ振興法に基づき、新市に委員を設置する。任期は2年とし、定数は新市で定める。なお、報酬については、別途協議する。 なお、住民の健康・体力づくりと生涯スポーツの普及を図るため、住民の身近な場での活動機会を確保できる指導体制を確立する必要がある。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
5	1 社会教育関係委員・関係職員 の状況	1 社会教育関係委員の状況 スポーツ振興審議会委員	一元化に調整の上、新市に移行する。 スポーツ振興法に基づき、新市に委員を設置する。任期は2年とし、定数は新市で定める。なお、報酬については、別途協議する。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
6	1 社会教育関係委員・関係職員 の状況	2 社会教育関係職員の状況 社会教育指導員	現行のまま、新市に継承する。 当面は、各町の社会教育の現状と課題に基づいた社会教育を推進する体制を確保するため、各町の実態に即した現行の体制を継続する。 ただし、報酬及び勤務条件等、別途協議が必要である。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
7	1 社会教育関係委員・関係職員 の状況	2 社会教育関係職員の状況 人権教育指導員	廃止の方向で調整する。 社会教育全般に従事する社会教育指導員の分掌に人権教育を位置付けることにより、人権教育指導員という職名を無くする。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
8	1 社会教育関係委員・関係職員 の状況	2 社会教育関係職員の状況 公民館長、公民館主事	現行のまま、新市に継承する。 当面は、各町の社会教育の現状と課題に基づいた社会教育事業を推進する体制を確保するため、各町の実態に即した現行の体制を継続する。 ただし、抜本的な推進体制の整備とあわせて公民館職員の報酬及び勤務条件等の整備を行う。	平成15年 4月10日	平成 年 月 日
9	1 社会教育関係委員・関係職員 の状況	2 社会教育関係職員の状況 図書館長等	新市に移行後、調整する。 図書館活動は、住民の自主的かつ自発的な学習活動である。このため、住民の身近な場での学習を保障するため、公民館と一体化した推進体制を整備していく。	平成15年 4月10日	平成 年 月 日
10	2 社会教育施設の状況	1 公民館	公民館は、社会教育計画に基づき、具体的な事業を立案し実践する重要な社会教育施設である。住民の身近な学習や交流を促進する拠点施設として、現行のまま新市に継承する。	平成15年 4月10日	平成 年 月 日
11	2 社会教育施設の状況	2 図書館(図書室)	図書館は、住民の主体的な学習を支援する重要な社会教育施設である。このため、住民の学習機会を保障するため、各町の図書館を整備・充実し、住民の身近な場での学習を保障するための条件整備を行うとともに、峰山町立図書館及びあみの図書館を中央図書館的な位置づけにして、ネットワーク体制を確立する必要がある。	平成14年 9月12日	平成 年 月 日
12	2 社会教育施設の状況	3 資料館	資料館は、文化財及び郷土資料の保護・保存と活用を進めるために重要な社会教育施設である。住民に公開し情報が提供できる施設の整備と機能の充実を図るため、新市に引継ぎ6町の貴重な資料を集積する。	平成15年 2月 7日	平成 年 月 日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 3 ）

合併協定項目		19 - 22 社会教育の取り扱い		小委員会名	住民・福祉・教育小委員会
番号	分類	調整項目	調整結果(案)	小委員会確認日	協議会確認日
13	3 社会教育関係団体の状況	1 社会教育関係団体	新市に移行後、調整する。 当面は、各町の課題にあった独自の活動を保障する。同時に、連絡協議会等の組織化を進め、連絡調整及び連携による総合的な振興を図る。	平成15年 2月 7日	平成 年 月 日
14	4 社会教育事業に関する事 と	1 社会教育事業	現行のまま、新市に継承する。 新市において「社会教育推進の重点」を作成し、社会教育事業を実施する。	平成14年10月10日	平成 年 月 日
15	4 社会教育事業に関する事 と	2 成人式	新市に移行と同時に調整して、一元化の方向で実施する。	平成14年10月10日	平成 年 月 日
16	5 文化財に関する事 と	1 指定文化財	現行のまま、新市に継承する。 新市において「社会教育推進の重点」を作成し、文化財の保護と活用を推進する。	平成14年11月 7日	平成 年 月 日
17	5 文化財に関する事 と	2 文化財補助制度について	一元化に調整の上、新市に移行する。 福知山市の制度を参考にして、文化財補助制度を定める。	平成14年11月 7日	平成 年 月 日
18	5 文化財に関する事 と	3 遺跡等について	各町の台帳を一元化し、情報提供ができる体制を整備する。	平成14年11月 7日	平成 年 月 日
19	6 社会体育に関する事 と	1 社会体育事業について	現行のまま、新市に継承する。 新市において「社会教育の推進の重点」を作成し、社会体育事業を実施する。	平成14年11月 7日	平成 年 月 日
20	6 社会体育に関する事 と	2 体育協会について 体育協会の組織	新市に移行後、調整する。 当面は、各町の独自の活動を保障する。ただし、体育協会の組織のあり方について各町の体育協会代表者で検討を進める。	平成15年 4月10日	平成 年 月 日
21	6 社会体育に関する事 と	3 青少年スポーツ教室	現行のまま、新市に継承する。 新市において「社会教育推進の重点」を作成し、青少年スポーツの振興を図る。 次代を担う青少年のスポーツ活動の充実と競技力の向上を目指し、積極的に支援する。	平成15年 4月10日	平成 年 月 日
22	7 体育施設の取り扱いに 関すること	1 体育施設の設置状況	施設は全て新市に引き継ぎ、施設の使用料については施設の規模等を勘案して設定する。ただし、運用の方法については検討する。 なお、施設管理については、財団等への委託の方法も含めて検討する。	平成15年 1月15日	平成 年 月 日
23	7 体育施設の取り扱いに 関すること	2 学校施設の開放	新市に移行後も住民に活動の場を保障するため、身近なスポーツ施設として学校施設の開放を行う。 ただし、使用料については一元化に調整のうえ、新市に移行し、運用の方法については検討する。	平成15年 1月15日	平成 年 月 日
以下余白					

協議第 1 1 号

2 1 - 1 6 戸籍、住民登録事務の取扱い

上記のことについて、別紙のとおり協議する。

平成 1 5 年 4 月 1 8 日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
会長 濱岡 六右衛門

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 3 ）

合併協定項目		21-16 戸籍、住民登録事務の取扱い		小委員会名	住民・福祉・教育小委員会
番号	分類	調整項目	調整結果(案)	小委員会確認日	協議会確認日
1	住民基本台帳事務	住民基本台帳整備	本庁、支所の事務処理体制を整備し新市に移行する。	平成14年7月11日	平成 年 月 日
2		原簿の保管（住民票原票）	同上	平成14年7月11日	平成 年 月 日
3		電算処理方法	同上	平成14年7月11日	平成 年 月 日
4	住民基本台帳ネットワークシステム	機器の導入方法	現行のまま新市に移行し、リース機器については契約期間満了後に一元化に向けて調整する。	平成14年7月11日	平成 年 月 日
5		既存住基システムとの回線接続方式	同上	平成14年7月11日	平成 年 月 日
6		ICカードの発行方法	同上	平成14年7月11日	平成 年 月 日
7	印鑑登録事務	電算システム	本庁、支所の事務処理体制を整備し新市に移行する。	平成14年7月11日	平成 年 月 日
8		原簿の保管（印鑑登録原票）	同上	平成14年7月11日	平成 年 月 日
9	窓口対応の方法	窓口対応の方法	同上	平成14年7月11日	平成 年 月 日
10		昼休みの対応方法	同上	平成14年7月11日	平成 年 月 日
11		土、日、祝日、年末年始の対応	同上	平成14年7月11日	平成 年 月 日
12	戸籍事務	戸籍の事務処理体制	平成15年度に戸籍事務の電算化を行い、届出の受理及び戸籍簿の編成事務等の効率化を図るとともに、謄抄本の交付時間を短縮するなど住民サービスの向上に努めることとする。	平成14年7月11日	平成 年 月 日
13		戸籍簿の保管状況	電算システムに沿って、戸籍法に基づいた保管を行なう。	平成14年7月11日	平成 年 月 日
14		戸籍簿	現行のまま新市に移行する。	平成14年7月11日	平成 年 月 日
15		証明	同上	平成14年7月11日	平成 年 月 日
16		除籍簿	同上	平成14年7月11日	平成 年 月 日
17		錯誤又は遺漏	同上	平成14年7月11日	平成 年 月 日
18		届出	同上	平成14年7月11日	平成 年 月 日
19		届出の催告	同上	平成14年7月11日	平成 年 月 日
20		国籍の選択をしない者の通知	同上	平成14年7月11日	平成 年 月 日
21	戸籍事務	戸籍事務の無料証明	現行のまま新市に移行する。	平成14年7月11日	平成 年 月 日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 3 ）

合併協定項目		21-16 戸籍、住民登録事務の取扱い		小委員会名	住民・福祉・教育小委員会
番号	分類	調整項目	調整結果(案)	小委員会確認日	協議会確認日
22	外国人登録事務	外国人登録証の調製依頼	本庁、支所の事務処理体制を整備し新市に移行する。	平成14年7月11日	平成 年 月 日
23		原票作製	同 上	平成14年7月11日	平成 年 月 日
24		新規登録	現行のまま新市に移行する。	平成14年7月11日	平成 年 月 日
25		登録	同 上	平成14年7月11日	平成 年 月 日
26		証明	同 上	平成14年7月11日	平成 年 月 日
27		登録証明書の引替交付	同 上	平成14年7月11日	平成 年 月 日
28		登録証明書の再交付	同 上	平成14年7月11日	平成 年 月 日
29		居住地変更登録	同 上	平成14年7月11日	平成 年 月 日
30		居住地以外の記載事項の変更登録	同 上	平成14年7月11日	平成 年 月 日
31		市町村又は都道府県の廃置分合等に伴う変更登録	同 上	平成14年7月11日	平成 年 月 日
32		登録証明書の切替交付	同 上	平成14年7月11日	平成 年 月 日
33		登録証明書の返納	同 上	平成14年7月11日	平成 年 月 日
34		署名	同 上	平成14年7月11日	平成 年 月 日
35		事実の調査	同 上	平成14年7月11日	平成 年 月 日
36		変更登録の報告	同 上	平成14年7月11日	平成 年 月 日
37		特別永住許可	同 上	平成14年7月11日	平成 年 月 日
38		外国人登録原票の記載事項	同 上	平成14年7月11日	平成 年 月 日
39		家族事項の登録に関する特例	同 上	平成14年7月11日	平成 年 月 日
40		在留の資格等の変更登録に関する特例	同 上	平成14年7月11日	平成 年 月 日
41	犯罪者予防更生法に係る事務	費用の徴収	現行のまま新市に移行する。	平成14年7月11日	平成 年 月 日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(3)

合併協定項目		21-16 戸籍、住民登録事務の取扱い		小委員会名	住民・福祉・教育小委員会																																															
番号	分類	調整項目	調整結果(案)	小委員会確認日	協議会確認日																																															
42	犯罪人名簿	台帳の保管方法	同上	平成14年7月11日	平成 年 月 日																																															
43	破産者名簿	台帳の保管方法	同上	平成14年7月11日	平成 年 月 日																																															
44	成年後見	通知書の保管方法	同上	平成14年7月11日	平成 年 月 日																																															
45	引取者のない死体の交付	引取者のない死体の交付	同上	平成14年7月11日	平成 年 月 日																																															
46	死産の届出に関する事務	死産の届出の受理	同上	平成14年7月11日	平成 年 月 日																																															
47		母の不明な死産児の届出の受理	同上	平成14年7月11日	平成 年 月 日																																															
48	人口動態	人口動態調査	同上	平成14年7月11日	平成 年 月 日																																															
49	窓口手数料	窓口手数料	<p>新市移行後は次のとおりとする。 埋火葬に関する証明及び印鑑登録証の交付に関する手数料は廃止とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分及び種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">戸籍</td> <td>戸籍謄抄本</td> <td>450円/通</td> </tr> <tr> <td>除籍謄抄本</td> <td>750円/通</td> </tr> <tr> <td>戸籍記載事項証明</td> <td>350円/件</td> </tr> <tr> <td>除籍記載事項証明</td> <td>450円/件</td> </tr> <tr> <td>受理証明書</td> <td>350円/通</td> </tr> <tr> <td>受理証明書(上質紙を用いる場合)</td> <td>1,400円/通</td> </tr> <tr> <td>戸籍閲覧</td> <td>350円/件</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">住民基本台帳等</td> <td>住民票写し(1世帯をもって1件)</td> <td>200円/件</td> </tr> <tr> <td>住民票記載事項証明</td> <td>200円/通</td> </tr> <tr> <td>住民票閲覧</td> <td>200円/件</td> </tr> <tr> <td>戸籍附票謄抄本</td> <td>200円/通</td> </tr> <tr> <td>外国人登録原票写し</td> <td>200円/通</td> </tr> <tr> <td>外国人登録原票記載事項証明</td> <td>200円/通</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">印鑑</td> <td>身分又は身元に関する証明</td> <td>200円/件</td> </tr> <tr> <td>印鑑登録証明書の交付</td> <td>200円/枚</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">その他</td> <td>印鑑登録証の再交付</td> <td>500円/件</td> </tr> <tr> <td>臨海寺運行許可申請</td> <td>750円/両</td> </tr> <tr> <td>公簿、公文書及び図面の閲覧</td> <td>200円/件</td> </tr> <tr> <td>公簿、公文書及び図面の謄写</td> <td>200円/件</td> </tr> <tr> <td>その他の証明</td> <td>200円/件</td> </tr> </tbody> </table>	区分及び種類		金額	戸籍	戸籍謄抄本	450円/通	除籍謄抄本	750円/通	戸籍記載事項証明	350円/件	除籍記載事項証明	450円/件	受理証明書	350円/通	受理証明書(上質紙を用いる場合)	1,400円/通	戸籍閲覧	350円/件	住民基本台帳等	住民票写し(1世帯をもって1件)	200円/件	住民票記載事項証明	200円/通	住民票閲覧	200円/件	戸籍附票謄抄本	200円/通	外国人登録原票写し	200円/通	外国人登録原票記載事項証明	200円/通	印鑑	身分又は身元に関する証明	200円/件	印鑑登録証明書の交付	200円/枚	その他	印鑑登録証の再交付	500円/件	臨海寺運行許可申請	750円/両	公簿、公文書及び図面の閲覧	200円/件	公簿、公文書及び図面の謄写	200円/件	その他の証明	200円/件	平成15年3月11日	平成 年 月 日
区分及び種類		金額																																																		
戸籍	戸籍謄抄本	450円/通																																																		
	除籍謄抄本	750円/通																																																		
	戸籍記載事項証明	350円/件																																																		
	除籍記載事項証明	450円/件																																																		
	受理証明書	350円/通																																																		
	受理証明書(上質紙を用いる場合)	1,400円/通																																																		
	戸籍閲覧	350円/件																																																		
住民基本台帳等	住民票写し(1世帯をもって1件)	200円/件																																																		
	住民票記載事項証明	200円/通																																																		
	住民票閲覧	200円/件																																																		
	戸籍附票謄抄本	200円/通																																																		
	外国人登録原票写し	200円/通																																																		
	外国人登録原票記載事項証明	200円/通																																																		
印鑑	身分又は身元に関する証明	200円/件																																																		
	印鑑登録証明書の交付	200円/枚																																																		
その他	印鑑登録証の再交付	500円/件																																																		
	臨海寺運行許可申請	750円/両																																																		
	公簿、公文書及び図面の閲覧	200円/件																																																		
	公簿、公文書及び図面の謄写	200円/件																																																		
	その他の証明	200円/件																																																		
以下余白																																																				

協議第 1 2 号

1 5 公共的団体の取扱いに関する事

上記のことについて、別紙のとおり協議する。

平成 1 5 年 4 月 1 8 日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
会長 濱岡 六右衛門

